

## 保健所設置市および特別区における「感染症予防計画」と「健康危機対処計画」 (仮称) 策定について

伊藤久雄 (NPO 法人まちぼつと理事)

2019 年に発生した新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与え恐れがある感染症の発生およびまん延に備えるため、改正感染症法が令和 4 年 12 月 9 日に公布され順次施行されることとなった。

「感染症予防計画」の策定は、感染症法第 10 条第 1 項において、基本指針に則して都道府県が、同条第 14 項において保健所設置市等 (特別区を含む) が策定するとされたものである (施行日: 令和 6 年 4 月 1 日)。保健所設置市区においては、予防計画は新たに策定することとなるため、都道府県連携協議会等での議論を踏まえ、都道府県予防計画の策定と合わせて策定することが想定されている。

※: 都道府県連携協議会 (令和 5 年 4 月 1 日施行)

改正感染症法に係る施行通知において、都道府県連携協議会について、今後運営規則等を示すこととしており、その内容について検討が必要とされている。

具体的には、①運営方法、②構成員、③設置時期を定めることなど

さらに厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大時に業務が逼迫した保健所の対応力強化のために、各保健所が「健康危機対処計画」(仮称) を 1 年間かけて策定し、2024 年度から運用を始めることを目指す。平時から人員体制や業務の優先順位などを定めておき、新たな感染症の流行に備える狙いだとされる (2023 年 2 月 5 日: 読売新聞)。

対処計画の策定方針は、今年 4 月の改正地域保健法の施行に合わせ、厚労省が保健所業務などを定めた基本指針に盛り込むとされている。

私は感染症については全くの素人なので、本稿では「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」(参考資料) や新聞報道などをもとに、現状を紹介しようと思う。

### 1. 感染症予防計画策定について

保健所設置市区における予防計画は今回新たに策定するものであり、国の基本指針や当該都道府県の予防計画を参考に作成することが想定されている。

保健所設置市区の予防計画において必須の記載事項を○で、任意の記載事項について△で示した (「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」による)。

保健所設置市区 予防計画の項目

(国) 基本指針の項目	保健所 設置市区
一 感染症の予防の推進の基本的な方向	
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	○
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	
四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	△
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	○
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	○
十 宿泊施設の確保に関する事項	△
十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	○
十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	△
十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	○
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	○
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	○

※以下の2項目は都道府県の予防計画の項目にもない。

十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項

十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

以上のように必須事項が多く、任意事項もあるが、今後設置される都道府県連携協議会との協議、連携が重要になるとと思われる。東京都の連携協議会に区および市（八王子市、町田市）の代表が参加することにもなるであろうが、いずれにしても予防計画策定時からの協議、連携が必須である。

## 2. 健康危機対処計画策定について

厚生労働省の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）（参考資料）では、保健所の健康危機管理体制の強化について、次の事項を通知している。

「地域における健康危機管理の拠点としての体制・機能」の項目に次の事項を記載する。

- ・ 保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、平時から健康危機に備えた準備を計画的に推進すること。また、複合的に健康危機が発生した場合においても対応できるよう必要な体制強化に向けた取組を着実に推進すること。
- ・ 保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。

前書きで触れた読売新聞の記事は以下のとおり。

▽ ▽ ▽

対処計画の策定方針は、今年4月の改正地域保健法の施行に合わせ、厚労省が保健所業務などを定めた基本指針に盛り込む。

感染症の発生当初や拡大期など状況に応じ、必要となる業務の内容や量を見積もり、職員をどう配置するか、どの業務を優先的に行うかなどを定める。外部から応援職員を円滑に受け入れられるよう態勢を整備し、保健所のOB職員らが登録されている都道府県の人材バンク「I H E A T（アイヒート）」を主体的に活用する。

保健所が担う自宅療養者の健康観察などの業務については、感染拡大時は地域の医師会に委託するなど外部の力も借り、濃厚接触者の特定や高齢者施設の感染対策など、専門的な業務に注力できるようにする。

新型コロナ対応では、保健所が、陽性が判明した人に電話で行動歴を聞き取り、濃厚接触者の特定や感染経路の調査、入院の必要性を判断するなどしていた。しかし、感染拡大に伴って業務量が急増し、自宅療養者らへの最初の連絡が遅れて、症状の悪化を招いた。

厚労省は、平時からの準備不足が混乱を広げたとして、各保健所が感染拡大に備えた体制づくりを計画的に進めておく必要があると判断した。

▽ ▽ ▽

厚生労働省は、「新型コロナウイルスの感染拡大時に業務が逼迫した保健所」について、自らの責任をどう感じているのかまったく不明だが、保健所設置市および特別区における「感染症予防計画」と「健康危機対処計画」（仮称）の策定が実効性のあるものになるのか、とりわけ保健所の体制強化、保健師の大幅増員がどのように実現するのか、注目していかなければならない。

また東京都においても、八王子市や町田市は地方交付税交付団体であり、財政的には厳しい状況にある。国や都の財政支援も重要な課題である。

#### <参考資料>

- 都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き  
(令和 5 年 5 月、令和 4 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 (特別研究事業)  
「公衆衛生体制の見直しと新たな体制構築のための政策研究」)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001101172.pdf>
- 全国の保健所、コロナ禍の教訓踏まえ「健康危機対処計画」を策定へ…感染症対応を強化  
(2023/02/05 読売新聞)  
<https://www.yomiuri.co.jp/medical/20230204-OYT1T50291/>
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行について (通知) (抄) (令和 5 年 3 月 27 日、厚生労働省健康局長)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001078994.pdf>